(目的)

第1条 この要綱は、市街地再開発事業の主体となる市街地再開発組合及び再開発会社の設立に係る市街地再開発準備組合等の活動を円滑に進めるため当該活動に要する経費に対して交付する補助金について、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に掲げるところによる。
  - (1) 市街地再開発事業 都市再開発法 (昭和44年法律第38号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する事業をいう。
  - (2) 市街地再開発組合 法第2条の2第2項の規定による 施行者(以下「組合」という。)をいう。
  - (3) 再開発会社 法第2条の2第3項の規定による施行者をいう。
  - (4) 市街地再開発準備組合 市街地再開発事業の施行を目的とし、施行地区となるべき区域について土地の所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加又は参加の見込みであり、組合にあっては法第11条第2項の規定による認可、再開発会社にあっては会社法(平成17年法律第86号)第49条の規定による株式会社の成立までの団体(以下「準備組合」という。)をいう。

#### (交付の対象)

第3条 この要綱により準備組合が交付を受けることのできる補助金(以下「補助金」という。)の対象となる費用は、準備組合が行う事業推進のための諸調査、その他事業に要する費用のうち、第7条第1項により市長が交付の決定を行った日の属する年度内に支出されるものとする。

(補助の限度)

第4条補助金の額は1年度あたり500,00円を限度とし、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(交付の期間)

- 第5条 補助金の交付期間は、市長がこの要綱による補助金を 最初に交付したときから5年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付は、組合にあっては法第11条第2項の規定による認可を受けた日、再開発会社にあっては会社法第49条の規定による株式会社の成立した日をもって打切る。
- 3 準備組合が、第1項の期間を経過しても、続けて補助金を受けようとするときは、毎年度市長と組合又は再開発会社の設立の見込みについて協議し、承認を得なければならない。
- 4 市長は、組合又は再開発会社が設立される見込みがないと 判断した場合は補助金を打切ることができる。

(交付の申込み)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする準備組合は、補助金等交付申込書(規則別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。)の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。
  - (1) 規約又は定款
  - (2) 役員名簿及び構成員名簿
  - (3) 事業計画書
  - (4) 収支予算書
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金

- の交付の決定を行うものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると 認めるときは、条件を付することができる。

#### (決定の通知)

第8条 市長は補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を当該申込準備組合に対し、補助金等交付決定通知書(規則別記様式第2号)により通知するものとする。

## (申込みの取下げ)

- 第9条 前条の規定による決定の通知を受けた準備組合(以下「交付決定準備組合」という。)は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申込みの取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

#### (決定の変更等)

- 第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は 一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した 条件を変更したときは、補助金交付決定取消・変更通知書(様 式第2号)により、交付決定準備組合に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第11条 補助金の交付を受けようとする交付決定準備組合は、 補助金交付請求書(様式第1号)により市長に補助金の請求 をしなければならない。

#### (実績報告)

- 第12条 交付決定準備組合は、当該補助事業を実施したときは、実施後1カ月以内又は市長が補助金の交付の決定を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(規則別記様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。
  - (1) 当該補助事業に要した費用に係る契約書の写し
  - ② 当該補助事業に要した費用に係る領収書の写し
  - (3) 活動の大要
  - (4) 活動記録とその成果
  - (5) 補助金の使途明細

#### (補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定準備組合に対し補助金等交付確定通知書(規則別記様式第4号)により通知するものとする。

#### (決定の取消し)

- 第14条 市長は、交付決定準備組合が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (2) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
  - (3) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
  - (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - ⑸ その他, 規則, この要綱又はこれらに基づく市長の処分

に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は 一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式 第2号)により、交付決定準備組合等に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又はその 決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合にお いて、当該取り消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金 が交付されているときは期限を定めて補助金の返還を命ず ることができる。
- 2 市長は、交付決定準備組合に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

- 第16条 補助金の交付を受けた交付決定準備組合(以下「被交付準備組合」という。)は、第14条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金が2回に分けて交付されている場合における前項の 規定の適用については、返還を命ぜられた額がその日に受領 した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するま で順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したもの とする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、被交付準備組合の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 被交付準備組合は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期 までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日ま

での日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 5 第1項又は前項の加算金又は延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 6 市長は、第1項又は第4項の加算金又は延滞金が第14条 第1項の規定によるものである場合等において、やむを得な い事情があると認めるときは、被交付準備組合の申込みに基 づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除すること ができる。

#### (帳簿等の整備)

- 第17条 被交付準備組合は、当該補助事業等に係る収入及び 支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなけ ればならない。
- 2 被交付準備組合は、前項の帳簿並びに証拠書類を、当該補助事業の完了日の属する年度の3月31日から5年間保存しなければならない。
- 3 被交付準備組合は、組合にあっては法第11条第2項の規定による認可を受けたときは当該組合に、再開発会社にあっては会社法(平成17年法律第86号)第49条の規定による株式会社が成立したときは当該再開発会社に、前項の責務が承継されるよう必要な措置を講じなければならない。

#### (届出義務)

- 第18条 交付決定準備組合及び被交付準備組合は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、すみやかにその旨を書面により市長に届け出なければならない。
  - (1) 規約または定款に変更があったとき
  - (2) 役員に変更があったとき
  - (3) 準備組合が活動を中止又は解散したとき
  - (4) 活動内容に変更があるとき
  - (5) その他市長が特に必要があると認めるとき

(指示及び検査)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定準備組合及び被交付準備組合 に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、 又は検査をすることができる。

(申込書等の様式)

第20条 この要綱による補助金交付請求書及び補助金交付決定取消・変更通知書の様式は、様式第1号及び様式第2号のとおりとする。

附 則

- この要綱は平成元年3月1日から施行する。
  附 則
- この要綱は平成元年11月11日から施行する。
  附 則
- この要綱は平成6年9月21日から施行する。 附 則
- この要綱は平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成17年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成18年10月1日から実施する。 附 則
- この要綱は平成19年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は平成26年7月7日から実施する。 附 則
- この要綱は平成28年4月1日から実施する。

# 補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日 ( 年 )

(あて先) 豊 中 市 長

申込者準備組合

代表者 住所

氏名

次のとおり補助金を請求します

補助事業の名称	市街地再開発準備組合補助事業
補 助 金 の 名 称	市街地再開発準備組合補助金
補助金の交付決定又は	年 月 日
変更決定年月日及び番号	豊 中 市 指 令 第 号
補助金交付決定額	
確定補助額	
補 助 金 請 求 額	

上記金額を下記口座に振込み願います。

振	込		先			
П	座		番		号	
振	込	Π,	座	名	義	フリガナ
住	所、	電	話	番	号	
預金	金種目	( 1	多号	につ	))	1. 普通 2. 当座

## 補助金交付決定取消・変更通知書

	年	月	日
(	年)		

様

豊中市長

年 月 日豊中市指令 第 号で通知した補助金の交付決定を(取り消す・変更する)ので豊中市市街地再開発準備組合補助金交付要綱(第10条第2項・第14条第2項)の規定により通知します。

変更の内容	
変更・取消の理由	